

文部科学省説明資料

性に関する指導について



・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に關して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

・指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること ②学校全体で共通理解を図ること ③保護者の理解を得ること などに配慮するとともに、④事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが大切である。

学習指導要領解説（体育科、保健体育科）の主な記述

小学校

●体は思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること（変声、発毛、異性への関心も芽生えることについても理解できるようにする）

中学校

●思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること、また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること（射精、月経、性衝動、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにする）
●妊娠や出産が可能となる観点から、受精・妊娠を取り扱うものとする
●感染症については、後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする

高等学校

●生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること（受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題、また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについて理解できるようにする）
●感染症の予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること（エイズ及び性感染症についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策についても理解できるようにする）

文部科学省の取組

●教職員を対象とした講習会、健康教育指導者養成研修等、研修会の実施

●各地域における学校保健に関する課題解決に向けた取組や教員等の指導者の育成に係る取組に対する財政支援

●小・中・高校生向けに性感染症や妊娠・出産等を含む児童生徒の健康問題を総合的に解説した教材の作成・配布（平成30年度からは文部科学省HP上での配布に移行）



●性に関する指導の実施上の課題等について、都道府県教育委員会の担当者を対象とした会議等で各都道府県における課題の把握を行い、その課題を基に議論する機会を設ける

19 妊娠・出産に関連して

ライフプランを考えたことはありますか？

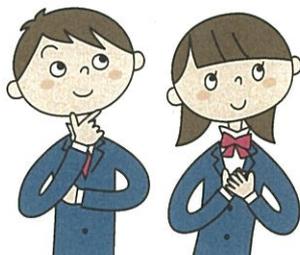
あなたは将来どのような人生を送りたいか、考えたことはありますか？
将来の進学、仕事に加え、結婚や、妊娠・出産をどうするかについては、その時期も含め、あなたの自由な意志に基づいて決めることです。
希望を実現するために、どんな選択肢があるのかや、年齢により体がどう変化するのかなどについて、正しい知識・情報を得ておく必要があります。それらをふまえ、一人一人が意志をもってライフプランを考えることがとても大切です。



性にかかわる意志決定・行動選択

自分にとって
何が大事だろう

相手にとって
何が大事だろう



- ・性に関わる行動は、自分だけではなく、相手の人生にも大きくかかわります。
- ・「こんなことを言ったら相手に嫌われてしまうのでは」と恐れたり、「まあいいか」と一時の感情に流されるのではなく、自分にとって大切なことはきちんと相手に伝えましょう。また、自分の意志と同じように相手の意志も尊重しましょう。
- ・行動選択をする上では、正しい知識を持つことが重要です。性に関する疑問があっても、恥ずかしくてなかなか口に出せないかもしれませんが、体や心の悩みを一人で抱えなくてよいことを知っておいてください。

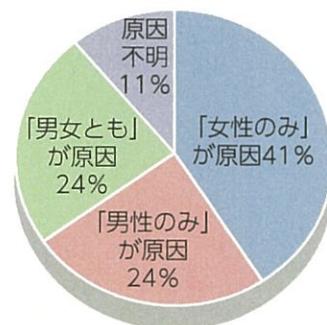
健康面や経済面などを含め、家族として妊娠や出産の準備ができているかどうかということは子供の健康を守るうえでも重要です。このような観点からは「避妊」が選択肢となることがあり、その方法としてはコンドームやピルが選択肢として考慮されます。もし避妊に失敗した場合等には、産婦人科の医療機関を受診の上で、性交から服薬まで72時間（3日間）を超えない間に内服薬で緊急的に避妊する方法が取られることもあります。

不妊で悩む人もいます

- ・生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定の期間（1年間）、避妊することなく通常の性交を継続的に行っているにもかかわらず、妊娠の成立をみない場合を不妊（症）といいます。
- ・不妊（症）の原因は、男性側の原因が24%、女性側の原因が41%、男女両方の原因が24%、原因不明が11%とされています（図）。

例えば、精巣で精子をつくらることができない場合、精子の通り道に問題がある場合、排卵がうまくいかない場合、受精卵の着床ができない場合などの原因が存在します。

※不妊（症）の治療を受ける人もいますが、一部には痛みを伴う治療など、身体的・精神的に大きな負担が伴うものもあります。患者さんからは、「金銭面、精神面、肉体面で負担が大きい」「いろいろ試しても妊娠できない」などの声も聞かれます。



出典：WHO（世界保健機関）

不妊 事業等のあり方に関する検討会

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000016911.html>

妊娠と年齢の関係を知らない人が多い？

2013年に、15歳から39歳までの男女に対して行われた意識調査の結果を見ると、妊娠と年齢の関係について「知っている」と回答した15歳～19歳は全体の約半数のみでした。また、その他の年齢層でも「よく知らない」「知らない」と回答した人が約2～3割認められました。

調査結果

(設問) 妊娠と年齢の関係では、男女ともに年齢が高くなるほど妊娠する確率が下がることや、妊婦の年齢が高くなるほど自然流産率が高くなること、妊娠中の異常(産科合併症)の発症頻度が高くなること、子どもの染色体異常のリスクが高くなることなどが分かっています。このような妊娠と年齢の関係についてご存じですか。当てはまるもの一つを選択してください。

| | 知っている | 聞いたことがあるが、よく知らない | 知らない |
|------------|-------|------------------|------|
| 全体(n=3133) | 68.9 | 24.3 | 6.9 |
| 15歳～19歳 | 56.1 | 32.2 | 11.8 |
| 20歳～24歳 | 62.9 | 28.9 | 8.2 |
| 25歳～29歳 | 70.5 | 22.9 | 6.5 |
| 30歳～34歳 | 75.3 | 19.2 | 5.5 |
| 35歳～39歳 | 74.1 | 21.6 | 4.3 |

厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「若者の意識に関する調査」(2013年)より

●医学的に、男女の加齢により妊娠しにくくなるといわれています

- ・精子は思春期以降日々つくられますが、卵子は胎児のうちに一生分がつくられ、出生後に新たにつくられることはありません。
- ・精子は加齢とともに徐々につくられる数が減少し、運動性が低下することが指摘されています。また卵子は加齢とともに数が減少するなどの理由により、おおむね30代後半以降となると妊娠しにくくなるといわれています。不妊に対する治療を受けても、女性の年齢が高いほど出産に至る可能性は低くなることが指摘されています。

●年齢と妊娠・出産のリスクには関連があることが指摘されています

- ・お母さんの年齢別に周産期(妊娠満22週以降から、出生後1週間未満の時期)の胎児・新生児の死亡率を見ると、20歳未満や30代後半以降で高くなっています(図)。
- ・受精卵が着床し、妊娠が成立しても、その後にお母さんに高血圧などの合併症が起こったり、お母さんと赤ちゃんをつなぐ胎盤の異常が起こったりすると、お母さん・赤ちゃん両方の命にかかわることがあります。

年齢別にみた周産期死亡率
(平成19～23年の平均値)



注：周産期死亡率は、1年間の周産期死亡数(妊娠満22週以後の死産数+早期新生児死亡数(生後1週間未満の死亡数))を1年間の出生数(出生数+妊娠満22週以後の死産数)で割ったもの(出産千対)。(厚生労働省人口動態統計の特別集計を基に母子保健課にて作成)

考えてみよう

もし仲の良い友人から相談されたらどのようにアドバイスしますか？

好きな人が出来ただけで、
どうしたら良いんだろう？

交際することになったけれど、
何か気を付けることってあるかな？

身体のことについての正しい
情報ってどこで入手できるの？

まずは正しい情報を知ることが大切です。そして一人で悩まないことが重要です。

全国の女性健康支援センター一覧 厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/boshi-hoken14/

検索

知っていますか？男性のからだのこと、女性のからだのこと

http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=144718&name=2r98520000035kxv_1.pdf

検索

文部科学省における児童虐待に係る取組

- ✓ 児童虐待に係る取組については、未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携することが必要。

1. 学校等における児童虐待への対応

- ①学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の周知
 - 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならぬことを周知。
- ②児童虐待対応の手引き等の作成・配布、教職員研修の実施
 - 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、周知
 - 養護教諭のための児童虐待対応の手引きを作成し、配布
 - 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を作成し、周知
 - 独立行政法人教職員支援機構における研修において、「児童虐待への対応」を取り上げ
 - ③生徒指導等の観点から、児童虐待への対応・解決に貢献する取組を推進・周知
 - 要保護児童対策地域協議会(要対協)へ学校や教育委員会が参画するよう、生徒指導担当者連絡会議等において周知・促進
 - スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実
 - SNS等を活用した相談体制の整備
 - スクールロイヤーによる教育委員会の法務相談体制の整備
 - ④未然防止・早期発見に資する家庭教育支援の推進
 - 地域における家庭教育支援の取組において、支援が届きにくい家庭への対応等の充実
 - 家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者向けに「児童虐待への対応のポイント」を作成し、周知 等

2. 学習指導要領に基づく学校教育の実施

- 家族や家庭生活についての理解、生命の尊重、幼児との触れ合いを通じた幼児への理解・関わりを深めるなどの指導を実施
- 人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことについて指導を実施

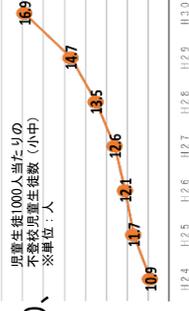
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度予算額（案）6,671百万円
（前年度予算額 6,460百万円）



◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から6年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数とも増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。

◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度予算額（案）：4,866百万円(前年度予算額：4,738百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

補助制度

求められる能力・資格

基礎となる配置

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置（27,500校）

重点配置等

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：500校（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：250箇所

- **虐待対策**のための重点配置：1,000校（新規）
- **貧困対策**のための重点配置：1,400校

質の向上

- **スーパーバイザー**の配置：67人（新規）

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度予算額（案）：1,806百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ **全中学校区**に対する配置（10,000中学校区）

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：500校（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：250箇所（新規）

- **虐待対策**のための重点配置：1,000校（新規）
- **貧困対策**のための重点配置：1,400校

- **スーパーバイザー**の配置：67人（←47人）

SNS等を活用した相談事業

令和2年度予算額(案) 210百万円
(前年度予算額: 210百万円)

文部科学省

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

H30年 [平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和元年度版情報通信白書(総務省))
10代: 携帯通話3.1分、固定通話0.0分、ネット通話5.1分、ソーシャルメディア利用71.6分、メール利用13.5分

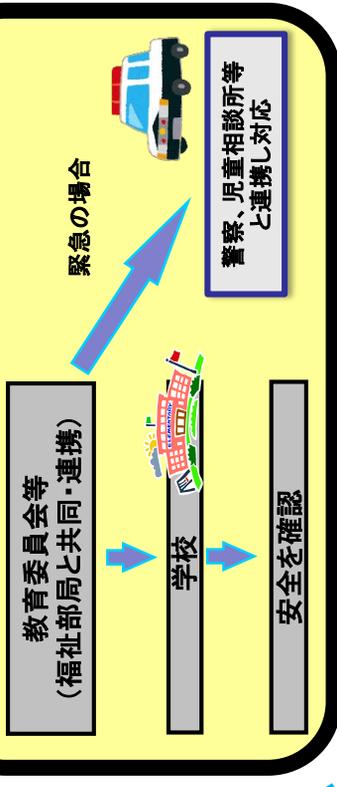
<事業概要> ① SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援 ② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究

- 事業形態: ①補助事業(補助率:定額) ②委託事業
- 実施主体: ①原則、都道府県・指定都市
※ 但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。
②民間団体等
- 実施箇所: ①30箇所 ②1団体
- 事業内容:
 - ・相談対象者 : 原則、児童生徒
 - ・相談受付時間: 児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時までや、長期休業明け前後や日曜日など。
 - ・実施内容:
 - ①既に相談体制が立ち上げられている地域において、児童生徒が相談しやすいよう改善を図った相談体制を構築。(既に文部科学省の事業を実施した自治体に限る。)
 - ②相談体制が立ち上げられていない地域においてSNS等を活用した相談を行う一つ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究。

【イメージ】SNS等を活用した相談



(例)自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。

スクールロイヤーによる教育委員会からの法務相談体制の整備

【背景】

- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）

学校をサポートする教育委員会の機能強化の観点から
スクールロイヤーの配置や活用方法、財源の在り方について検討

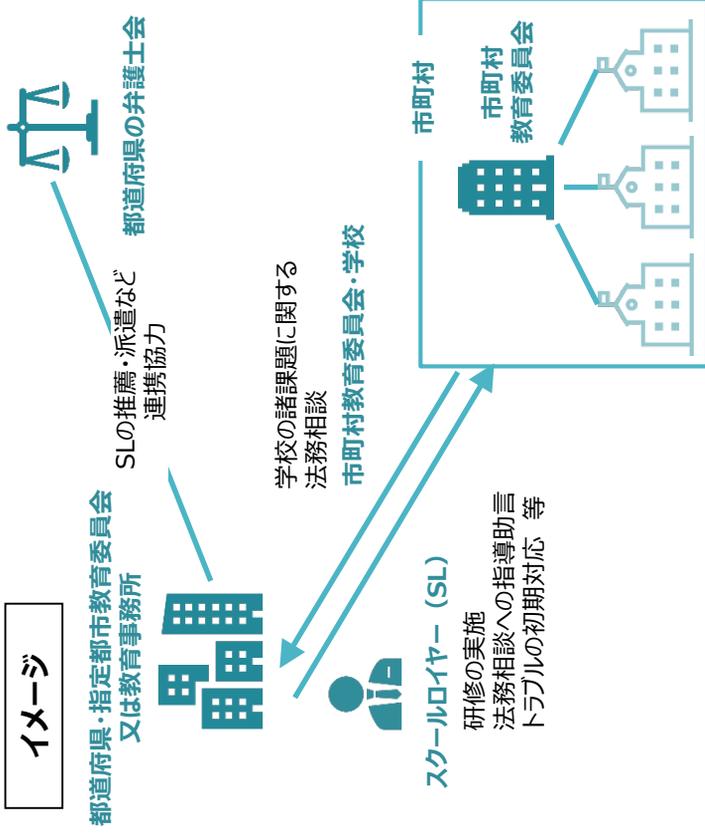
職務内容例

学校や教育委員会からの法務相談への指導助言 コンプライアンスや紛争予防に関する教職員研修 トラブル発生時の初期対応

<想定される事案>

- ◆ いじめ・虐待や子どもの問題行動等への対応
- ◆ 保護者の過剰な要求等への対応
- ◆ 体罰やセクハラ、指導上の問題等への対応等
- ◆ 学校事故

イメージ



スクールロイヤーは、児童生徒への教育上の配慮や管理職・スクールカウンセラー等の学校関係者との連携など、学校の事情等に精通し、迅速な初期対応と継続的な支援を行う専門人材

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

| | |
|------|-----|
| 国 | 1/3 |
| 都道府県 | 1/3 |
| 市町村 | 1/3 |

令和2年度予算額(案) 75百万円
(前年度予算額 73百万円)



文部科学省

背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要、やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加
〔児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11) → 159,850件(速報値)(H30)(H11年度に比べて、約13.7倍)〕

※以下の取組を行う自治体（都道府県、市町村）を支援（計1,000カ所）（都道府県等（指定都市、中核市を含む）の場合、補助率は国：1/3、都道府県等：2/3）

地域人材の養成

家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成

地域の多様な人材の参画
(例)



家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援員等の配置

- 小学校等に家庭教育支援員を配置するなど身近な地域における家庭教育支援の体制を強化

家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

【チーム構成員の例】

子育て経験者、元教員、PTA関係者、SSW、民生委員、児童委員、保健師等

家庭教育を支援する取組

保護者への学習機会の効果的な提供

- 就学時健診や保護者会など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供（子育ての方法、虐待防止等）

親子参加型行事の実施

- 自己肯定感や自立心など、子育ての不安解消や社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

相談対応や情報提供

- 悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や対応を実施

支援が届きにくい家庭への対応（アウトリーチ型支援）の充実（児童虐待防止等）

- 家庭教育支援員等に対する研修強化
(子供の育ちをめぐる課題（虐待等）対応)

- 関係機関との協議・連携による情報共有の実施

- 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援(※)の実施
(※家庭教育の自主性を尊重しつつ、自宅や学校、企業等に向いて、個々の保護者に届ける支援（情報提供、相談対応、話し相手等）)

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の構築

人権教育開発事業

令和2年度予算額(案) 51百万円
(前年度予算額) 51百万円)



文部科学省

【これまでの経緯・取組】

- ①「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月)
 - 国、地方公共団体及び国民の責務の明確化と必要な措置の規定により、人権教育及び人権啓発の施策を推進。「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画」の策定(第7条)、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての国会への報告(第8条)など
- ②「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定(平成14年3月)
 - 学校における人権教育については、「指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」旨決定
- ③人権教育の指導方法等の在り方について
 - 第一次とりまとめ(平成16年6月)
 - 第二次とりまとめ(平成18年1月)
 - 第三次とりまとめ(平成20年3月)
- ④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月)及び「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月)の制定
 - いわゆるヘイトスピーチや部落差別の解消するための教育について規定

趣旨

基本的な人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、以下の事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。

人権教育研究推進事業【委託事業】

46百万円(46百万円)

<事業内容>

- ①学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を都道府県教育委員会との連携・協力の下で推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実に資することを目的として、実践的な研究を行う。
- ②学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、モデル校を指定し、実践的な研究を行う。

<対象> 都道府県教育委員会等(47地域)

学校教育における人権教育の総合的実施

学校における人権教育の在り方等に関する調査研究【事務費】

5百万円(5百万円)

人権教育に関する事業等の実践・成果や第三次とりまとめの内容も踏まえ、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行うための会議を開催する。